

～空き家と一緒に農地を「売りたい」「貸したい」方へ～

農地法第3条の下限面積を引き下げました！

宇佐市農業委員会は、令和元年5月より、
空き家に付随した農地を空き家とともに取得する場合であって、農地法第3条の各種条件を満たす場合^{※1}に、面積に関わらず、農地を取得することが可能となりました。

空き家に付随した農地について、下限面積を引き下げることによって、遊休農地解消にも寄与し、市外からの新規就農を目的とする移住促進につながることを目的としています。

※1 主な条件は、

- ・適用を受ける農地のすべて又は一部が遊休農地であること
- ・適用を受ける農地に付随した空き家は、空き家バンクに登録されていること



【手続きフロー図】

1. 『空き家に付随した農地の指定申出書』を農業委員会に提出！（農地所有者）
- ↓
2. 農業委員会において、適用する農地か否かを判断！
- ↓
3. 農地所有者へ判断結果の通知
- ↓
4. 空き家の売買・貸借の契約を締結（農地所有者＋農地希望者）
- ↓
5. 農地法第3条許可申請書^{※2}を農業委員会に提出（農地所有者＋農地希望者）
- ↓
6. 翌月の農業委員会総会において、審議し許可書発行！

※2 農地法第3条による許可を受けるためには、農地の権利取得をする方が、次のすべてを満たす必要があります。

- ・耕作する農地の合計面積が下限面積以上であること（この要件が緩和されています。）
- ・所有している農地または借りている農地のすべてを効率的に耕作すること
- ・申請者または世帯員等が農作業に常時従事すること
- ・申請農地の周辺の農地利用に影響を与えないこと

《お問い合わせ先》

- | | |
|-------------------|----------------|
| ○空き家に付随した農地に関すること | 宇佐市農業委員会 |
| ○宇佐市空き家バンクに関すること | 宇佐市観光まちづくり課 |
| | (0978-32-1111) |

『空き家つき農地』制度 利用の流れ

